

政党に関する法律の改正法

第一条

1997年11月18日付勅令第 JS/RKM/1997/07 号により公布された政党に関する法律、及び2017年3月7日付勅令第 NS/RKM/0317/003 号により公布された政党に関する法律の修正法は、以下のとおり修正される。

- 以下のとおり、新たな第6条、第11条、第44条の規定は改正され、第45条新（重複）及び第48条新（重複）には規定が追加される。

第6条—新（第2回）

あらゆる政党は、以下のいかなる活動も実施しないものとする。

- 1- カンボジアの国家の統一性及び領土保全の破壊へつながることになる分離を引き起こすこと
- 2- 自由主義、複数政党制民主主義、及び立憲君主制に反することにつながる妨害活動を実施すること
- 3- 国家の安全保障に影響を及ぼすことになる活動を実施すること
- 4- 軍隊を設置すること
- 5- 国家の統一性を破壊する可能性がある扇動
- 6- 自己の党の政治的利得／権益のため、重罪又は軽罪で有罪判決を受けた者の音声メッセージ、画像、文書、又は活動の利用
- 7- 自己の党の政治的利得／利益のための活動を実施するため、重罪又は軽罪で有罪判決を受けた者と公然と又は暗黙のうちに合意又は共謀すること
- 8- 上記1項から5項までに定められたカンボジア王国の利益に反することを目的とした活動を行う個人を支援すること又はその者と計画を策定する若しくは共謀すること

第11条—新

あらゆる政党は、以下に定められた名称及びシンボル／ロゴを有するものとする。

- 1- 政党の文字による正式名称及び略称並びにシンボル／ロゴは、既に存在する政党のものと異なる別個のものでなければならない
- 2- 政党の名称は、政党の名称にわずかな修正を行うだけで、又は自然人の名前を使用して与えられないものとする
- 3- 政党のシンボル／ロゴには、宗教、アンコールワット寺院を表す国のシンボル若しくは写真、又はあらゆるクメール王の写真若しくは像、又は自然人の写真を複製又は引用すべきではない

第44条—新（第2回）

本法律第6条新（重複）及び政党に関する法律第7条に反する政党について、裁判所は、他の刑事上の有罪判決を考慮することなく、以下のとおり決定することができる。

- 当該政党の活動を5年以内の停止とする
- 当該政党を解散する

第 45 条—新（重複）

活動を停止された政党は、選挙に参加して競うことを認められないものとする。

本法律に従って活動を停止された又は解散された政党は、選挙用政党登録リストから排除されるものとする。

第 48 条—新（重複）

自然人の名前又は写真である名称又はシンボル／ロゴを有する政党は、遅くとも本法律が発効する日付から数えて 90 日の期間内に、本条の規定に適合するため自身の名称又はシンボル／ロゴを変更するものとする。

第二条

本法律は、緊急に公布されるものとする。

プノンペン、2017年7月28日

王の名前において

臨時元首 Samdechvibol Sena Phakdey Say Chhom